

(ご参考：1/5) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

新年明けましておめでとうございます。在シアトル日本国総領事館経済班です。
今年もよろしく願いいたします。本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧 \(12/15 更新\)](#)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\) \(12/15 更新\)](#)、[新型コロナウイルス関連情報 \(全般的な情報\)](#)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

[2020年日系企業実態調査](#)にご協力をお願いします (今年からオンラインでも回答できます。所用時間は5分程度です)。

1. 経済再開・企業支援情報

(1) 12/30 インズリー州知事 活動規制を1月11日(月)まで延長

12月30日、インズリー知事は、11月からの新型コロナウイルスの感染者数の急増を受けて州全域を対象に実施してきた規制措置の期限を、1月4日から再度1週間延期し、1月11日(月)までとすることを発表した。規制措置にかかる内容についての変更はない。

[知事室プレスリリース \(12月30日付\)](#)

[規制措置内容の日本語概要 \(当館HP\)](#)

なお、本日、インズリー知事は以下リンクのとおり11日以降の新しい経済再開計画を発表した

(本件の日本語概要は追ってご連絡)。

<https://medium.com/wagovernor/inslee-announces-healthy-washington-roadmap-to-recovery-229b880a6859>

(2) 12/31 州保健局 ワクチン接種計画の更新

州保健局は 12 月 30 日、ワシントン州全体でのワクチン投与の取り組みを促進することを目的として、ワシントン州でのワクチンの配布計画に関するガイドランスのうち、フェーズ 1A ガイドランスを更新した。ワクチン配布対象は州内のヘルスケア従業員や長期的ケア関連施設の住民やスタッフを第一とし、資格ある者のみが接種できるとされている。(なお、フェーズ 1B 以降のワクチン配布計画は未だ調整中としている。) 更新後のガイドランスは[こちら](#)。

また、州保健局は、先週の時点で、ワシントン州で最初のワクチン接種を受けたのは 69,349 人で、Pfizer ワクチンの 2 回目の接種分を注文する予定であり、1 月 12 日の週には、Moderna ワクチンの 2 回目の接種を開始する予定としている。COVID-19 への罹患防止効果を最大化するため、全てのワクチン接種者は同じメーカーから 2 回のワクチン接種を受ける必要があるとされている。

先週より、介護施設の入居者や職員への予防接種が始まっており、連邦薬局パートナーシッププログラムの下で、ウォルグリーン及び CVS は、今後 3 週間で介護施設等での初回接種を完了することを目標としているとのこと。

<https://coronavirus.wa.gov/news/covid-19-vaccine-distribution-update-washington-state-department-health-0>

(3) 12/31 州政府 住居立ち退き一時停止に関する宣言を 3 月 31 日まで延長

昨年 12 月 31 日までとされていた、住居立ち退き一時停止宣言 (20-19.4) が、2021 年 3 月 31 日まで延長された。本件は 23 日に延長が発表され、31 日に正式な宣言 (20-19.5) が公布された。これまでの詳細は[当館支援策一覧ページ](#)の 1. (9) の 4 つ目○を参照。

<https://www.governor.wa.gov/news-media/inslee-extends-eviction-moratorium-0>

(4) 12/21 州政府 変異種ウイルス流行国旅行制限に関する宣言

新型コロナウイルスの変異種が流行している英国、南アフリカ等の国からワシントン州へ戻る者に対して 14 日間の検疫要件を課す宣言を発行した。この命令は、過去 14 日以内にこれらの国に滞在したすべての人に対して適用される。

ただし、公共交通機関や相乗りサービスの利用をさけること、フェイスカバーを着用すること、合理的に可能な限り他人から離れることを条件として、特定の重要な活動 (例えば、医療サー

ビスを受けること)は認められている。専門家によれば、この新しい変異種は他の変異種よりも感染しやすいと考えられており、該当するすべての者は、ワシントン州に戻ってから7日以内に検査を受けることが強く推奨されている。

https://www.governor.wa.gov/sites/default/files/proclamations/proc_20-83.pdf?utm_medium=email&utm_source=govdelivery

なお、12月28日にCDCは、イギリスから米国に入国するものに対して、フライトに乗る前3日以内にPCR検査を受けて、その陰性結果証明を所持する必要があることを義務づけた。

<https://www.portseattle.org/page/covid-19-status-updates-sea-airport>

(5) 12/18 州知事 1月1日から予定していた使い捨てビニール袋の禁止措置の開始を1か月延期

コロナウイルス感染症拡大によって、小売店が持参のバックを使用しないように呼び掛けていることなどを理由として挙げた。

<https://www.governor.wa.gov/news-media/inslee-issues-proclamation-single-use-plastic-bags>

(6) 州労働産業局 セントラルワシントン農家に過去最大級の労働安全・健康違反の罰金
安全ガイダンスや度重なる命令に従わなかったとして約2百万ドルの罰金を課した。

<https://www.lni.wa.gov/news-events/article/?id=20-049>

2. 連邦政府による追加支援策について

ドナルド・トランプ米国大統領は2020年12月27日、新型コロナウイルス対策の追加支援策を含む法案に署名し、現金給付(1人当たり600ドル)や失業保険の追加給付、PPP第二弾などの中小企業支援を含む9,000億ドル超の新型コロナウイルス対策と、2021会計年度の歳出法案(1兆4,000億ドル相当)が成立した

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/841feef3d531fd61.html>

<支援策の内容詳細>

①**現金給付**：成人・未成人ともに1人当たり600ドルが支給される。成人の年収(2019会計年度が基準)が7万5,000ドル超の場合は、所定の条件に該当する場合を除き、100ドルを超過するごとに5ドルずつ減額され、年収9万9,000ドル以上の成人には支給されない。

②**失業保険**：1週間当たり300ドルの追加給付を12月26日から2021年3月14日まで実施。

③**中小企業等支援**：従業員への給与支払いを補填(ほてん)する給与保護プログラム(PPP)に

予算の大半となる 2,845 億ドルを充てる。PPP は新規申請とともに、従業員数 300 人以下の中小企業を対象に、2019 年と 2020 年の各四半期の総収益を比較して 25%以上減少している場合に 2 度目の申請を受け付ける。また、中小企業向けの融資プログラムの経済損害災害ローン (EIDL) に 200 億ドルが追加補填されるほか、演劇業界や芸術施設などへの緊急支援に 150 億ドルが確保されている。

④税制措置：給与税の支払い義務の免除について、2021 年 4 月末の期限を同年 12 月 31 日まで延長。また、雇用維持のための税額控除について、有効期限の延長（現行の 2020 年末から 2021 年 6 月 30 日まで）や、控除する範囲の拡大（従業員給与の現行の 5 割から 7 割へ）などが行われる。さらに、有給の病気・家族休暇を取得した従業員への給与支払税の控除延長が盛り込まれ、PPP の返済免除額を税申告上の総収入に含めないことが明記された。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/ffa66267abc2dd4a.html>

3. 米国査証情報に関するお知らせ

昨年 12 月 31 日、トランプ大統領は、措置の発効時点で有効な査証等を持たない移民および非移民 (H-1B、H-2B、L-1、J-1) の入国停止・制限 (ビザ発給制限) に関する大統領布告（昨年 4/22 付 10014 号、同 6/22 付 10052 号）の有効期限を 2021 年 3 月 31 日まで延長する新たな大統領布告に署名しました。これら 2 つの大統領布告の有効期限は必要に応じ更に延長することが可能であるとされています。なお、布告原文は以下のサイトで確認できます。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-continue-present-risk-united-states-labor-market/>

ジェトロビジネス短信：<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/7fd47a3e20067f90.html>

4. 日本政府による水際対策措置に関するお知らせ

新型コロナウイルスの変異種の発生を受けて、日本政府は昨年末以降、新たな水際対策措置を発表しています。米国については、変異種感染者が確認された州（1/5 現在ではコロラド、カリフォルニア、フロリダ、ニューヨーク）から日本への入国者は、出国前 72 時間以内の検査証明書の提出が義務付けられます。日本へのご渡航をご予定の場合はご留意ください。なお、変異種の感染拡大によっては対象州等が随時、追加される可能性がありますので、措置の最新情報については、厚生労働省の下記ウェブサイトをご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

その他日本入国に関する詳細は[厚生労働省『水際対策の抜本的強化に関する Q&A』](#)を参照。

なお、上陸申請日前14日以内に入国拒否対象地域（1/5時点で米国含む）における滞在歴がある外国人について、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとされています。詳細は[法務省出入国管理庁のページ](#)（特に『新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について』）をご参照ください。

5. その他参考情報

（1）JETRO ビジネス短信

『トランプ米大統領、新型コロナウイルス対策の追加支援法案に署名』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/841feef3d531fd61.html>

『中国政府、対米追加関税の適用除外措置の延長を発表』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/5869eae0d25c3978.html>

『米 USTR、対中追加関税の除外措置を発表、医療関連のみ3月まで適用』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/ef742be4a55b09ee.html>

『米 CDC、英国からの全渡航者に新型コロナ陰性証明の提出を義務化』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/57400581fe1caea2.html>

『米商務省、中国半導体最大手 SMIC など 77 の外国事業体を輸出管理対象に追加』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/3b5cf8cc5df25f3d.html>

『ワクチンの輸送で低温輸送の需要増す』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/baf746f5a07073ae.html>

『在米日系企業の黒字見込みはリーマン・ショック後以来の低水準、ビザ制限の影響も広がる』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/02747551e54121ba.html>

『トランプ米大統領、米当局の監査に応じない外国企業の証券取引を禁じる法案に署名』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/b569b4559246112c.html>

『米商務省、232 条鉄鋼・アルミ関税の適用除外制度を一部改定』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/1b330fa26d071f18.html>

『米サンフランシスコ・バイエリアから本社移転するテック大手、相次ぐ』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/0f76429ccc48e8f3.html>

(2) その他

○シアトル総領事館 日本食の日 (Japanese Restaurant Day) プロジェクト

当館では、今月より日本食・日本産食材を広報するため、毎月 11 日を日本食の日として、[日本産食材サポーター店](#)などにご協力いただき、特別・追加メニューによって日本食・日本産食材をより楽しんでいただいたり、SNS で写真・動画シェアを行っていただいた方に抽選でプレゼントをするなどの企画をご用意しています。詳細は以下サイトに適宜更新していきますので、是非ご参加いただけますと幸いです。

<https://www.japaneserestaurantday.com/>

○12/25 経済産業省 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定

<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225012/20201225012.html>

6. ウェビナー情報

(再掲) 1/9 シアトル商工会経済・文化部会主催 ウェビナー:「警察に職務質問されたら？」

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_VZ7sMJshSHCf23v0K_HX8Q

≪1月14日 ジェトロ・ミネソタ州政府共催ウェビナー『州政府とメイヨークリニックが手掛けるヘルスケア・エコシステム』≫

日時: 2021年1月14日(木) 16:30~17:45 (西海岸時間)

詳細・登録: <https://register.gotowebinar.com/register/954668973799379981>

≪カルフォルニア消費者プライバシー法改正解説ウェビナー≫

日時: 2021年1月13日(水) 16:30~18:00 (PST/米国西部時間)

申込: <https://register.gotowebinar.com/register/448098679036280847>

引き続きよろしくお願いたします。

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe: 本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107